

保健第128号
令和2年6月29日

県立学校給食実施校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
(公 印 省 略)

夏期の学校給食施設における熱中症及び食中毒の予防について

このことについて、令和2年6月25日付けで文部科学省から別添写しのとおり連絡がありました。

令和2年6月5日付け、保健第88号「夏季の授業日における学校給食の実施について」において、夏季休業を短縮して授業日数を確保する際の学校給食の実施に当たって、衛生管理及び労働安全に配慮した給食提供となるよう検討をお願いしているところですが、改めて学校給食調理員等の熱中症の予防及び学校給食調理場における衛生管理の徹底に十分御留意くださいますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班 指導主事（主幹）鈴木 美穂

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684

保健第128号
令和2年6月29日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（岡山市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課長
（公印省略）

夏期の学校給食施設における熱中症及び食中毒の予防について

このことについて、令和2年6月25日付けで文部科学省から別添写しのとおり連絡がありました。

本県においても、今年度、夏季の長期休業期間を短縮して授業を行うとともに、学校給食を実施する自治体がありますが、学校給食の実施に当たっては、学校給食調理員等の熱中症の予防及び学校給食調理場における衛生管理の徹底に十分御留意いただくとともに、国の「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費」の活用も併せて御検討ください。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班 指導主事（主幹）鈴木 美穂

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684



事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 2 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏期の学校給食施設における熱中症及び食中毒の予防について（周知）

標記について、厚生労働省から、別添のとおり周知依頼がありました。

今年度、夏季の長期休業期間を短縮して授業を行うとともに、学校給食を実施する場合は、学校給食調理員等の熱中症の予防について十分留意いただくようお願いいたします。

また、食中毒についても、日頃より「学校給食衛生管理基準」に基づいた取組を行っていただいているところですが、夏期における学校給食実施であることに鑑み、改めて学校給食調理場における衛生管理の徹底をお願いします。

なお、学校給食調理員等の熱中症対策については、令和2年度2次補正予算において「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費」を計上しておりますので、こちらの活用も併せて御検討ください。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話：03(5253)4111（内線 2694）
E-Mail：shoku@mext.go.jp

薬生食監発 0624 第 2 号
基安労発 0624 第 1 号
令和 2 年 6 月 24 日

文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
労働基準局安全衛生部労働衛生課長

夏期の学校給食施設における熱中症及び食中毒の予防について（周知等依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において臨時休業を行い、標準授業時数を下回った場合、授業時数確保のために長期休業期間を短縮することも可能である旨、貴省から見解が示されているところであり、例年は開校していない夏期に学校給食の提供が行われることも想定されます。

気温の高い日が続くこれからの時期において、大量の調理を行うことによる熱と蒸気が発生する学校給食調理場においては、熱中症及び食中毒の予防に係る特段の配慮が必要になります。

厚生労働省では、職場における熱中症予防に関して、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（参考参照）を実施しておりますところ、貴省におかれましては、上記キャンペーンの内容を関係機関等に周知いただくとともに、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法が徹底されるよう特段のご配慮をお願いします。

また、学校給食施設においては、日頃から、貴省所管の「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき衛生管理を実施しているものと承知していますが、夏期における給食実施であることに鑑み、施設及び設備の衛生管理や学校給食従事者の衛生管理等に加え、高温多湿の時期における細菌の増殖等防止への配慮や加熱が必要な食品の十分な加熱、原材料及び調理後の食品の温度管理、調理から給食までの時間管理等をより一層徹底し、食中毒の予防に努めていただきますよう、関係機関等への御指導方よろしくをお願いします。

(参考) 熱中症の予防に係るリーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

- 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」について :

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

- 職場の熱中症予防対策は万全ですか? :

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633854.pdf>

- WBGT 指数を把握して熱中症を予防しましょう! :

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628869.pdf>

- みんなで防ごう! 熱中症 :

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_JAPANESE_2.pdf